

刈谷市都市交通協議会設置要綱

(設置)

第1条 刈谷市における都市交通の在り方を検討し、総合的な交通計画の策定及びその推進に必要な事項を協議するため、刈谷市都市交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 刈谷市における都市交通の在り方、施策の立案及び実施プログラムの策定に関する事項

(2) 実施プログラムの進捗管理、評価及び改善に関する事項

(3) 道路整備等の個別施策の策定、進捗管理、評価及び改善に関する事項

(4) 刈谷市における公共交通の在り方並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の策定及びその変更に関する事項

(5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の進捗管理、評価及び改善に関する事項

(6) 一般旅客自動車運送事業に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

2 前項第6号に掲げる事項については、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議として協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 事業者を代表する者

(3) 鉄道事業者を代表する者

(4) 自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者

(5) 刈谷市公共施設連絡バス運行事業の受託者を代表する者

(6) 市民又は公共交通機関の利用者を代表する者

- (7) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局を代表する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体を代表する者
 - (9) 刈谷警察署を代表する者
 - (10) 道路管理者
 - (11) その他関係行政機関の職員
 - (12) 市の職員
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を調査検討するため、必要に応じ専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の部員は、協議会において選任する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部員の互選により定める。
- 4 部会長は、専門部会における調査検討の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者
に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会及び専門部会の庶務は、都市政策部都市交通課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長
が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわら
ず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年6月14日以後最初に改正後の刈谷市都市交通協議会設置要綱第3条
第2項第8号に掲げる者として委嘱される委員の任期は、同要綱第4条第1項の
規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。